



ハート・プラス通信

～内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考える～

2016年5月20日 No.35 <春号>



【配信元】NPO 法人 ハート・プラスの会
【連絡先】事務局 E-mail: info@heartplus.org FAX 052-718-1581
【ホームページ】<http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>

会員様からの投稿

全国の支援に感謝 くまもとは

「ふんぼる」

熊本県 宮本哲広

平成28年熊本地震で熊本県在住の私も少なからず被災した身ですが、テレビニュースで出ていますように熊本に活断層があり阿蘇方面から今回特にM7.3と巨大な地震を導いた断層の布田川断層と鹿児島県まで続く断層があり、川内原発との危険性を前回の東日本大震災からも想像するし、津波の心配ない場所に住む住民にとっては、阪神淡路や記憶に残る新潟の地震、福岡沖で起きた海の中の地震など日本各地で起きる被害を思い出させられました。

今回の地震の特徴として、まず余震が先に来て大きかったことが印象的です。本震が、2日後にきて『どっか〜ん』と時間差攻撃で数段階に分けて街や地面を破壊するズレを起こし、爪痕が農地に断はつきり2メートルずれている断

層面の画像をご覧になった人も多いでしょう。

熊本市から東に向けて移動すればすぐに益城町で、今回特に被害が尋常じゃない家、道路、山：話し出したらきりありません。

今回の経験もですが、東日本大震災の時にも似たような内容記事がありました。

被災した現場や物資を送る現場、送られてきた現場の体制など、結果的に物資が行き届かず、無駄、無理がでてしまう悪循環が、やはり熊本でも起きてしまいました。

ありがたいことに、そこを見越して東北から被災地に直接働きかけて、現地への指示が的確に現場と協力しながら行った結果、未熟な面を自衛隊・警察・行政など、各地からたくさんの方々が入ってくれて、泥まみれ、汗まみれで助けていただきました。

ここで、『内部障がい者としてどう対応すべきか』と熊本地震があったタイムリーな時期だからこそお知らせしたい情報提供として、私の場合と気づきを書かせていただきます。

1. まずは、命です。

当たり前のことですが生きていなければ発見も遅れ助かりません。

我が家は、全壊や半壊、一部破損など影響を逃れましたが余震の恐怖を感じる毎日です。

2. 次に飲料水の日ごろからの確保。

我が家の場合、水の保水を以前より行っていて、通常30リットルを毎週飲料水として確保しています。

もしもの場合の準備をしていたことで今回は、水確保の心配がいきりませんでした。多くの家庭では水確保が深刻で、自衛隊からの給水活動が開始されてからも一人5リットルとか2リットルなど自治体で制限が違いました。



【写真紹介は後半へ】



【災害用グッズイメージ図】

今回は、14日の余震の朝に水道管から出る水が少し濁っていたため洗顔等では使用しましたが、飲料には向かないから、人を始め犬、猫の水も湧水でくみ上げてきたきれいな水で過ごせました。（これは、正直言うって生活の上で助かりました。）準備をしていない人たちは、スーパー、コンビニ、ドラッグストアが開いていても販売できる商品が無く、悲惨な商品の中から選び長蛇の列で買い物をする必要がありました。

◎食料

レトルトや缶詰など、水やお湯を使用しないで乗り切れる食材は、重宝します。

3.

疾病のある方たち
服薬の問題…保険証がなくても処方箋が無くてもいつも常用している服薬がわかれば、調達できるように開所されている薬局では、記載されているので安心でした。

検査は、水が使用できない箇所がたくさんあったことでのいろいろな検査に支障をきたしました。この場合、緊急性が無いなら様子見で、緊急性があるなら他県への診断も有効と感じます。

4.

避難所問題
身体障害がある車いす生活の人の避難所数問題です。いつもと同じヘルパーさんなら安心して任せられることができない場所がかぎられていました。知的、精神に障害を有する人たちの避難場所が限られて、福祉施設の少ない職員で対応となっていました。

動物（ペット）を飼っているご家庭も避難所への立ち入りは、遠慮される。

小さい子どもがいる家庭も子どもが落ち着かず騒いだり大きな声をだしたりと周囲を気にする為車中泊やテント生活。

『避難所生活での注意』

*車中泊が増大して エコノミークラス症候群で亡くなった人や予備軍が多数に上りました。（原因で死亡 51歳女性）

*水がないから 手洗いなどが不十分になりノロウイルスでの感染で、避難所で発熱者が出てしまい満床の病院へ搬送されたり、救急に対応して保健師配置で隔離させ、他の市民へ移らないように対策をとったりと、行政と医療の連携で問題を縮小させ、即避難所を移転させ清掃などをおこなう処置

内部障害者に限らず、生活弱者は、事前からの準備が必要であり物資の分散化で対応できる方法も



【避難所のイメージ図】

知識として知っておくべきだと感じます。

また、自主避難で避難所に逃げず近くの公園や大きな道路や芝生公園に避難されている方々が多数いるため、実際の数量が把握できないことから配給物資にバラつきが出てしまい、必要な地域に必要な量が回らないなど起きてしまいました。

市民の協力があって避難所生活を快適にさせ、復興への早道にもなることを体感した熊本地震でした。

『市民団体やボランティア精神での炊き出し』

まだ、有感地震がほぼ毎日続いている状況で（5月5日現在）、また大きな断層がズレ、大地震になる心配もありますが、今できることを、今準備できることを他の地域の方は自分のため自分の家族のため準備が必要です。

それから すでに始まっていますが 義援金、支援金で助けてほしい人々がたくさんいます。支援団体、義捐団体の詐欺行為もありますので、正式なところへお願いいたします。

活断層から 2.5 km ほど離れた地域でも 家屋の倒壊で全壊、半壊が多数でており罹災証明をとるのに順番待ち状態。また、危険家屋には、すでに色分けで入れないところもたくさんあります。報道で出ている数字は、まだまだごく一部の数字です。

ただし、余震が続く中ブルーシートで覆われた家屋の屋根補修が始まり、倒壊した家屋の撤去作業も開始されるなど、復旧へ向け国内の各地から支援がたくさんきていただいております。

全国へ
本当に感謝の気持ちでいっぱい
です。



活動報告等

震災のたびに思う、 内部障害者マークの意義

理事 白井

内部障害のマークの必要性を痛感した一つに、阪神淡路大震災がありました。

当時の内部障害者は認知度が低くオストミーや、人工透析が何かがわからない。心臓や呼吸器が身体障害者であることも知られていないのです。重いものを持たないのは怠けているわけではありません、心不全や不整脈が怖いのです、免疫力も落ちていきます。

その後「阪神淡路震災から7年を前に」くいざという時、どう障害を伝えるか」という印刷物を手に入れました。現場では行政が持つ障害者名簿を、本人の許可を得ずにボランティアに開示していいのか判断に迫られていました。一般の人が知識として事前に知っておくことと併せてカミングアウトしやすい環境が必要だとの声をききました。

もともと内部障害者はギリギリまで我慢します。障害が可視的ではないために、説明しても伝わらないことが自然とそうさせます。ですが言わなければ誰にもわかってもらえない、身体障害者の中の幽霊のような存在では、何かあった場合にさえ自分を守れないのです。

内部障害と分類される人が存在し、それはどんな特性があるのか。心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・小腸などに障害を抱える人がどんな困難をもっているかを事前に一般の人にも大まかに把握してもらう必要があります。

もちろん災害だけでなく、進まない臓器移植、配慮されない内部障害者雇用の問題。当事者の声を聞きながら行政が主導して福祉施策を講じるべきです。

最近では優先席や駐車場に設置し始めたことにより、内部障害を取り上げる機会が少しだけ増えました。しかしまだまだ伴っていません。



熊本ではまだまだ大変な日々が続きます。

「いま一度、「内部障害者を知ってください」といいます。何度でも、何度でも声を上げていきます。

【活動予定】

第9回 総会

日時…平成28年10月30日

13時～17時

会場…大宮ソニックスシティ

901号室

第13回 ふれあいフェスタ

日時…平成28年7月9日

10時～16時

会場…寝屋川市立市民会館

4階・1階



内部障害者における 合理的配慮

代表理事 鈴木

本年4月1日より、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。以下は、内閣府が発行しているリーフレットの文言を引用しての説明です。

この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められたものです。そして、この法律は「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。



【内閣府のリーフレット】

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、国・都道府県・市町村の役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するということです。一方、「合理的配慮の提供」と

は、国・都道府県・市町村の役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

この「合理的配慮」という言葉は、私たち見た目にわかりにくい内部障害者・内臓疾患者にはどのようなことなのかいまひとつピンとこないなど感じます。今回は、特に「就労」に関わることに絞って、職場における合理的配慮について考えてみたいと思います。

そこで、現在兵庫県明石市の障害者・高齢者支援担当課長であり自らも下垂体機能低下症という難病をおもちの弁護士・青木志帆さんにお話しをうかがってきました

ので、その内容を
書かせていただきます。



まずは、この法律で言う「障害者」の適用範囲についてですが、法律では「障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む））その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と書かれています。

つまり、障害者手帳をもっている人に限らないということになります。この点について青木弁護士は、「この法律は、国連の『障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）』を日本が批准（2014年1月）するにあたり、国内法令の法整備が行われてきたもののひとつです。

その権利条約では障害者の範囲を、がんサバイバー（がんの急性期から復帰して寛解状態を維持している人）を含むなど広くとらえている」と言われています。

つまり、「心身の機能障害（要するに、「具合悪いところ）」があつて、その機能障害のせいで社会参加がしづらくなっている人が、対象となる『障害』であり、『障害者』ということですから。そして、こういった社会参加のしづらさを抱えている人であればだれでもこの条約の対象として権利を保障すべき、ということ、その『機能障害』もできるだけ限定しないようにしようとしている」ようです。

そして、合理的配慮が行政に義務付け（事業者には努力義務）されているわけですが、それはどのようなことかと言うと、青木弁護士によると大きく3つに分けられるということです。

1. 害者が直面している社会的障壁と、望む対応策を「聞く」義務
2. 求められた作為が重くて無理だと判断したときに、客観的に合理的に無理な理由を「説明する」義務
3. 合意した配慮の内容を「履行する」義務

では、私たち内部障害者・内臓疾患者としては合理的配慮を求め

るということについてどうして
いけばいいのでしょうか。

当然のことながら、「申し出」
をしていかなければならないので
すが、「自分が何をしてほしいの
か」ということを正しく伝えられる
よう、まずはしっかりと準備をして
おこなってはなりません」と青木
弁護士は強調します。

私たち内部障害者・内臓疾患者
でよくありがちなのは、なかなか
言いたいことが言えなかったり、
周囲の人間関係にも気を使つてし
まい遠慮してしまうことです。結
果的に、無理をして体調を悪化さ
せてしまったとか退職したという
話はよく聞くとこころです。

「車椅子の人なら段差をなくす
とか、いちいち言われなくてもど
のような配慮が望ましいかという
ことはだいたい判断できます。し
かし、見た目にわからない内部障
害者・内臓疾患者については、何
も言われていないのにどういう配
慮が必要かを事業者側で考えてく
れというのは難しい話です」

要するに、青木弁護士は、自分
は何ができて何ができないのか、
どういうことに配慮してほしいの
かということ自身でしっかりと把
握して職場で説明できるようにし



ておくことが大切であると言いま
す。

これは大変大事なことだと思
います。逆に、まるで腫れ物に触る
かのような周囲からの扱いを受け
ることが苦痛であるという方もお
られます。また、会社には自分が
障害者であることは伝えるが、自
職場の人には知られたくないとい
う方もおられるのは事実です。こ
れらのことから、自分自身でしっ
かりと申し出をするということが
合理的配慮を受ける側にとつての
大前提であるということになりま
す。「本人が申し出をして初めて
合理的配慮の効力が発揮されるの
です」と青木弁護士は言います。

青木弁護士は、行政や事業者が
集まる場で、合理的配慮について
の話をすることが多いそうです。
そこでは、配慮しなさいという話
になるわけですが、どちらかとい
うと、患者会など当事者が集まる
場で、準備して下さいという話を
したいそうです。

内部障害者・内臓疾患者は、体
力がないとか体調の変動があるこ
となど踏まえて、職場には正直に
また正確に必要な配慮を申し出て
おくことが、自分の身を守る意味
でも重要なことだと思えます。そ
の上で、「休ませてと言っている
にもかかわらず、それを認めない
のは、義務違反です」と青木弁護
士は言います。

また、ありがちな例として、就
労時間の時間短縮をしてもらえら
ない事業者（会社）側に求めた場
合、会社としては、それをすること
によって他の人にしわ寄せが
いったり、新たな人を雇用しなけ
ればならないようなことが起こり
それが事業者にとつて「過重な負
担」であるからという理由で受け
入れてもらえないようなケースが
考えられます。

この場合、青木弁護士によれば
「これだけでは過重な負担とはな
らず、主張する場合は具体的な根
拠を示して説明する義務がある」
とのこと。

つまり、他の人へのしわ寄せに
より、その人の労働時間が過労死
基準時間を超えてしまうと、人
を雇うことによる人件費の増加で
債務の支払いが不能になり倒産す
るしかないといった理由を数値を

示して説明しなければならぬとい
うことのようなのです。

ただ、現実的にはこちらが言い
出しにくい場合もあるかと思いま
す。しかし、こういう法律ができ
たことにより、私たちの主張を聞
いてもらう場をもってもらふこと
には大きな意義があるのではない
かと思えます。

考えようによっては、障害者差
別解消法というのは私たちにとつ
て大きなチャンスを得たようなも
のであり、何もせず職場はなにも
してくれないとか周囲の理解がな
いとか様々な不満を溜めこんでし
まうのは機会の喪失になってしま
うのではないのでしょうか。

現在、働いている或いは今後就
労の機会を得ようとしている方は
配慮してほしいことを整理し、何か
記録として書き留めたものを準備
し申し出るとい
ことが、自分自身に
とつても職場にとつ
ても良いことではな
いかと思えます。



内閣府の障害者施策
URL: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>